

木更津港港湾計画書

— 一部変更 —

平成25年12月

木更津港港湾管理者

千葉県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成22年1月千葉県地方港湾審議会
- ・平成22年3月交通政策審議会第37回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成23年7月千葉県地方港湾審議会

の議を経た木更津港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 水域施設計画	2
港湾の効率的な運営に関する事項	3

変更理由

1. 開発保全航路拡張に伴い、木更津港港湾区域を変更する必要があることから、君津地区の水域施設計画を変更する。
2. 港湾の国際競争力強化等のため、効率的な運営体制の充実が重要であることから、港湾の効率的な運営に関する事項を定める。

港湾施設の規模及び配置

1 水域施設計画

君津地区の航路、泊地及び航路・泊地のうち、以下の施設について計画を変更する。

1-1 航路

君津地区

木更津航路 水深 19 m 幅員 450 m [既設の変更計画]

(既設
君津地区 木更津航路 水深 19 m 幅員 450 m)

港湾の効率的な運営に関する事項

木更津港において、港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、利用者ニーズを十分に把握するとともに利用促進活動を進める。

木更津港港湾計画位置図

